

公益的法人等への七飯町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の概要

総務部総務財政課

1 改正理由

公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、七飯町職員を派遣することができる団体を新たに追加することが必要なことから、公益的法人等への七飯町職員の派遣等に関する条例（平成15年条例第36号。以下「条例」という。）の一部を改正するものである。

2 改正内容

条例第2条第1項に七飯町森林組合を追加する。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

公益的法人等への七飯町職員の派遣等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
第1条(略) (職員の派遣) 第2条(略) (1)・(2)(略) 2・3(略) 第3条～第9条(略) 附則 1・2(略)	第1条(略) (職員の派遣) 第2条(略) (1)・(2)(略) (3) <u>七飯町森林組合</u> 2・3(略) 第3条～第9条(略) 附則 1・2(略)